

平成29年度の事業者行動計画書等の提出状況について

1 事業者行動計画書制度について

【概要】

- ・ 県内事業者の自主的な取組を促すとともに、低炭素社会づくりに向けた気運を高めるために、「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」で規定する制度。
- ・ 事業活動を通じた低炭素社会づくりに関する取組について、事業者行動計画書の作成と報告書の提出を規定し、提出された計画書および報告書を公表する。

【提出義務対象要件】

- ① 前年度の年間エネルギー使用量が 1,500kL 以上（原油換算）の事業所
- ② エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガス排出量が 3,000 t 以上（CO₂換算）の事業所

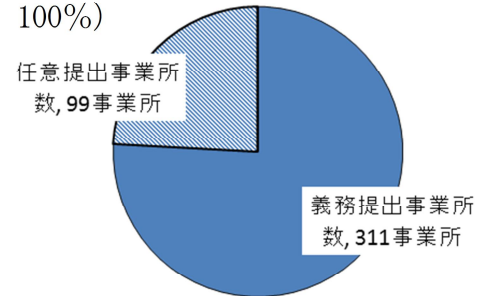
【計画書等の記載内容】

- ① 基本的事項：基本的な方針、推進体制、計画期間、これまでの取組 等
- ② 計画期間内における取組
 - ア 事業者自らの温室効果ガス排出削減のための取組
 - イ 事業活動により他者の温室効果ガス排出削減に貢献する取組（貢献取組）
 - ウ その他の低炭素社会づくりのための取組
- ③ エネルギー使用量および温室効果ガス排出量等

2 平成 29 年度報告書(平成 28 年度実績)提出状況について（平成 30 年 3 月 1 日現在）

(1) 報告書提出事業所数 410 事業所（提出率 100%）

〔うち〕	義務提出事業所	311 事業所
	任意提出事業所	99 事業所

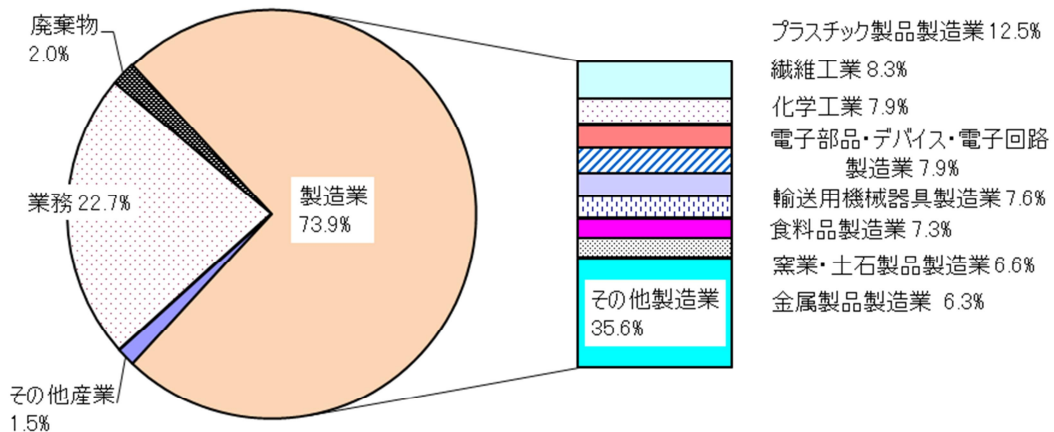


(2) 新規提出事業所数 36 事業所
 (うち任意提出 34 事業所)

【図1】平成29年度事業所行動報告書提出状況（平成28年度実績）平成30年3月1日現在

(3) 報告書提出事業所の業種別割合

提出事業所の業種別割合は、製造業が全体の約 74%で、業務部門が約 23%であった（図2）。



【図2】提出事業所の業種別割合

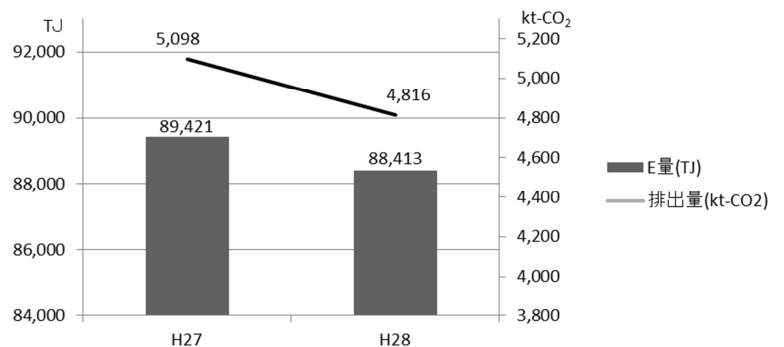
3 報告書提出事業者におけるエネルギー使用量と温室効果ガス(GHG)排出量の前年度比較

今年度提出された事業所報告書に記載されているエネルギー使用量および温室効果ガス排出量を、前年度（平成27年度実績）と比較したところ、以下のとおりであった。

表1 エネルギー量および温室効果ガス排出量の前年度比較

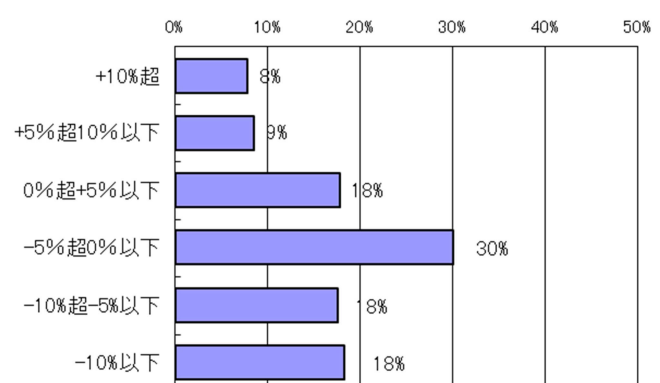
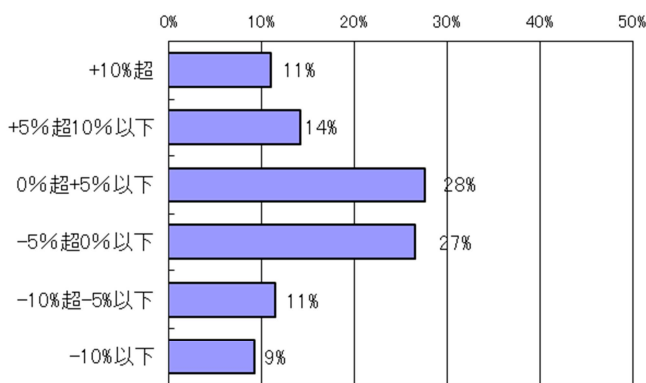
年度	H27	H28	対前年度比
E量(TJ)	89,421	88,413	98.9%
排出量(kt-CO ₂)	5,098	4,816	94.5%
比較事業所数	410		—
電力原単位	0.531	0.509	95.9%

(平成30年3月1日現在)



【図3】エネルギー量および温室効果ガス排出量の前年度比較

事業者行動報告書が提出された事業所全体では、前年度と比較して、エネルギー使用量は1.1%減少し、温室効果ガス排出量も5.5%減少したことから、事業所における省エネ取組の効果は、一定表れたものと考えられる（表1、図3）。



【図4-1】事業所でのエネルギー使用量の増減の状況 【図4-2】事業所での温室効果ガス排出量の増減の状況

また、各報告書について、エネルギー使用量が前年度より減少した事業所は、47%であった（図4-1）。なお、温室効果ガス排出量が、前年度から減少した事業者は66%であった（図4-2）。

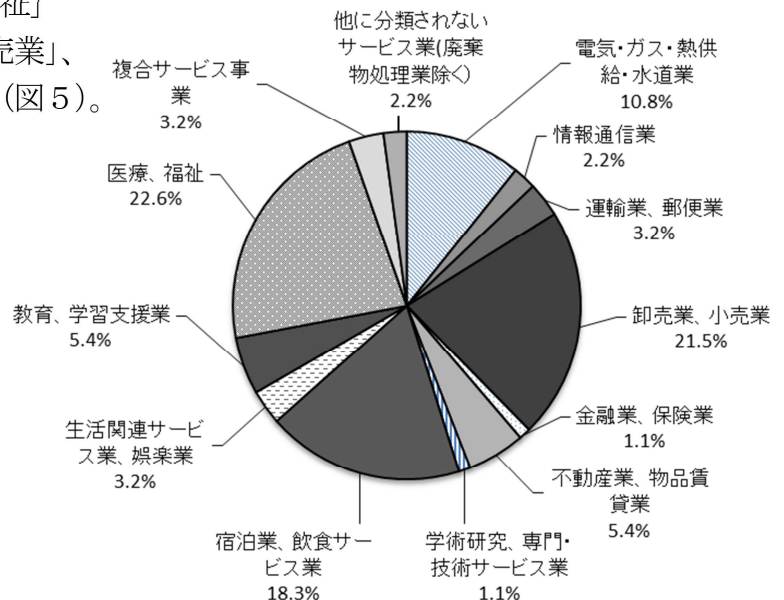
4 業務部門の提出状況について

(1) 事業者行動報告書提出事業者の業務部門の割合

事業者行動報告書を提出している事業者のうち、業務部門の事業者は93事業所であり、全体の約23%であった(図2)。

(2) 業務部門の内訳

業務部門の提出の内訳は、「医療、福祉」分野が最も多く、次いで「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」であった(図5)。



【図5】業務部門の計画書提出割合

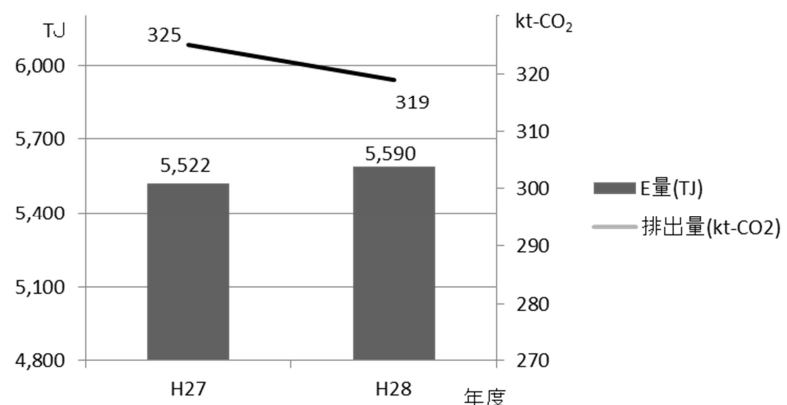
(3) 業務部門におけるエネルギー使用量と温室効果ガス(GHG)排出量の前年度比較

業務部門のエネルギー使用量は、前年度(平成27年度実績)と比較して、エネルギー使用量は1.2%増加し、温室効果ガス排出量は1.8%減少した(表2、図6)。

表2 エネルギー量および温室効果ガス排出量の前年度比較

年度	H27	H28	対前年度比
E量(TJ)	5,522	5,590	101.2%
排出量(kt-CO ₂)	325	319	98.2%
比較事業所数	93		—
電力原単位	0.531	0.509	95.9

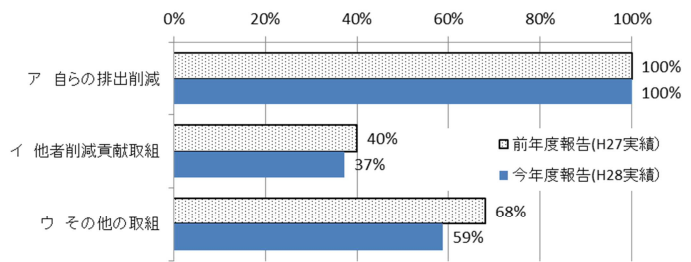
(平成30年3月1日時点)



【図6】エネルギー量および温室効果ガス排出量の前年度比較

5 報告書に記載された取組内容について

報告書に記載された取組内容は、前年度の報告書に記載された内容とほぼ同様であった。記載が必須である事業者自らの排出削減取組以外では、他者削減貢献取組が全体の約 37%、その他の取組が全体の約 59%の報告書で記載があった(図7)。

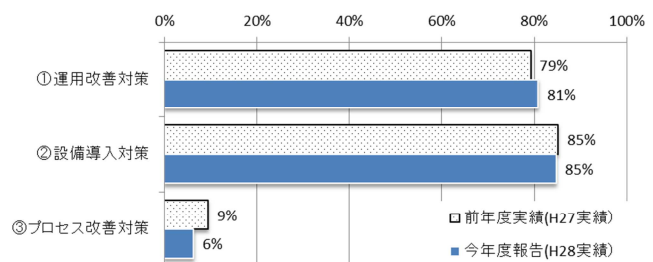


【図7】 報告書の取組記載内訳

(1) 事業者自らの温室効果ガス排出削減の取組内容

「事業者自らの排出削減取組」の内訳は、「運用改善」や「設備導入」の記載が、それぞれ全体の約 81%、約 85%の報告書に記載されていた。

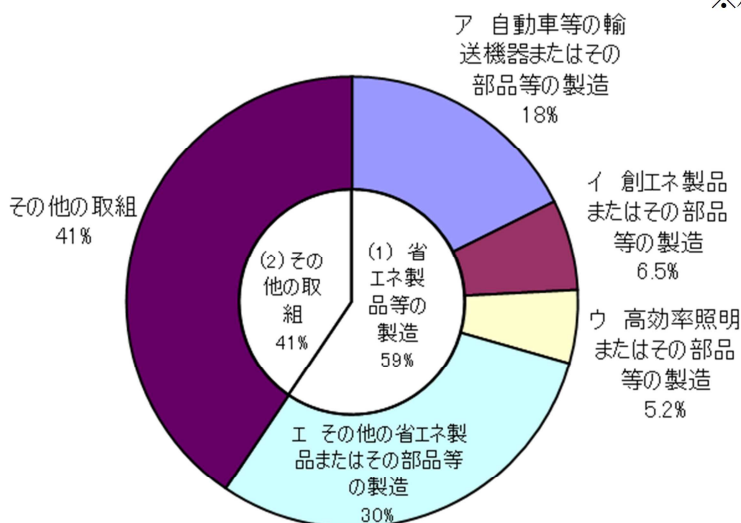
また、生産工程の大幅な変更などを伴う「プロセス改善対策」は、全体の約 6%の記載であった(図8)。



【図8】 排出削減取組の内容(内訳)

(2) 他者の温室効果ガス排出削減に貢献する取組内容

報告書が提出された 410 事業所中、他者の温室効果ガス排出削減に貢献する取組(貢献取組)は 153 事業所(前年度 144 事業所)で記載されていた。その内訳は、91 事業所(約 59%)が、「製品等の製造」に関する貢献取組の内容であった(図9)。



【図9】 事業活動による他者への貢献取組の内訳

※左記取組内容の具体例

(1) 省エネ製品等の製造

使用時に消費するエネルギーがより少ない製品や、エネルギーを創り出す製品、またはそれらの部品等の製造

ア 電気自動車などのエコカー、重機など

イ 太陽光発電設備や風力発電設備など

ウ LED 照明やその部品など

エ その他の省エネ製品や高機能機器など

(2) その他の取組

梱包材の軽量化、加工しやすい素材の提供および省エネや低炭素社会づくりに資するサービスの提供など

記載のあった 153 事業所のうち定量的な記載をしているのは 85 事業所(約 56%)であり、そのうち二酸化炭素削減貢献量を年間の数値に換算することが可能な 19 事業所の貢献取組について、報告数値をもとに、貢献量(県内の事業所が、県外の温室効果ガス排出量の削減に貢献した量)を算出[※]した。

その結果、貢献量は、およそ 182 万 t-CO₂となり、地域の温室効果ガス排出量 (1,311 万 t-CO₂) と比較すると、約 14%に相当する量となった。

19 事業所の貢献取組のうち、貢献量が最も多かったのは、太陽光発電システムおよびその部品の製造を通じた削減貢献であった。そのほか、エコカーやその部品、省エネ型産業用機器、LED照明、住宅用断熱パネルなどの製造などがみられた。

なお、算出した貢献量は、あくまで算定可能な 19 事業所の貢献量であり、県の産業全体に拡大推計したものではなく、引き続き、各事業所における貢献取組の事業者行動計画書等への記載と、貢献量評価の導入の普及を進める必要がある。

※ 今回の試算は、報告書記載の貢献量について、重複算定(ダブルカウント)等をしていないよう県内への貢献量の控除を行うなど一定の条件のもと算定したものであり、この試算結果の数値は、実態と比較して、過大評価・過小評価のどちらの可能性もありえるもの。

表 3 事業者行動計画書制度での貢献量評価に関する記載

実績年度	記載事業所数 () は全事業所数	割合	CO ₂ 換算可能な事業所数	地域の貢献量 (万 t-CO ₂)
H24	120 事業所 (308)	39.0 %	17	120
H25	138 事業所 (329)	41.9 %	18	150
H26	139 事業所 (350)	39.7 %	20	310
H27	144 事業所 (360)	40.0 %	19	272
H28	153 事業所 (410)	37.3 %	19	182

(3) その他の取組内容

事業者自らの温室効果ガス排出削減や他者の温室効果ガス排出削減に貢献する取組以外に、事業者が実施している低炭素社会づくりに寄与する取組(その他の取組)は、前年度同様、「3Rの推進」や「グリーン購入」、「エコ通勤の徹底」、「社内教育」、「再生可能エネルギーの導入」、「敷地内緑化」、「物流拠点の近接化などの取組」等の記載があった。